

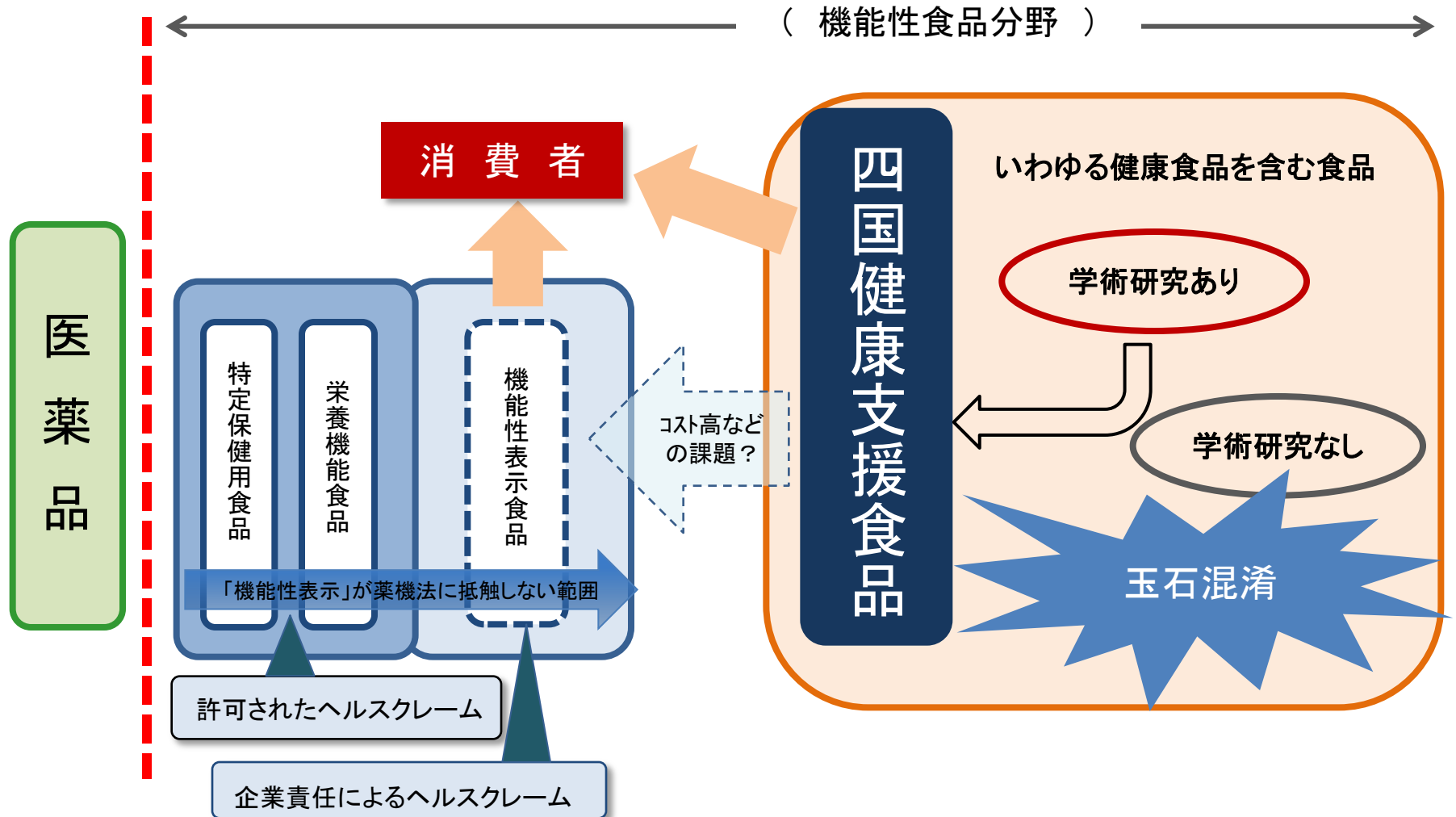
四国健康支援食品制度の概要

四国健康支援食品制度は、消費者庁が所管する「保健機能食品」(特定保健用食品、栄養機能食品、機能性表示食品)とは別に、食品の安全性・機能性について「科学的根拠の存在」を表示しようというもので、6月27日、制度適用申請受付がスタートしました。

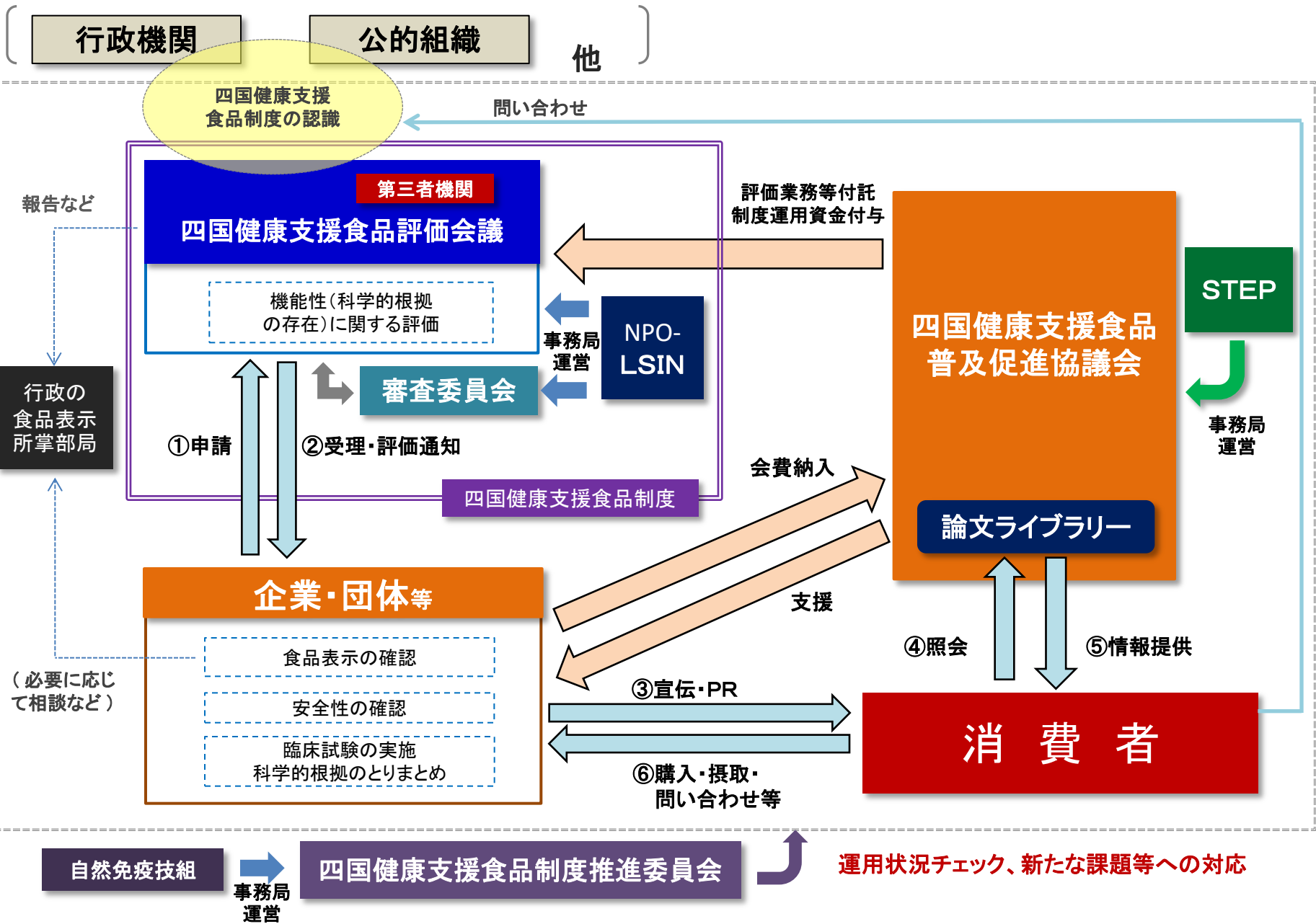
この制度は、「ヘルシーDo」(北海道食品機能性表示制度)ならびに「新潟市健幸づくり応援食品認定制度」を参考として、全国初の「広域民間認証制度」として創設されたもので、消費者に対して正しい情報の提供が可能になるとともに、企業にとっては低コスト・短期間で機能性表示が可能となるなど、その運用には大きな期待が寄せられています。

項 目	内 容
制 度 名	四国健康支援食品制度
評 価 機 関	四国健康支援食品評価会議
審 査 機 関	四国健康支援食品審査委員会
対 象 食 品	四国内で製造された食品あるいは四国内で製造された機能性素材等を配合した食品。 (四国内製造には、四国内に本店を置く企業が四国外で委託製造させた場合を含む)
対 象 素 材	単一成分、組成物
科学的根拠	ヒト介入試験の結果に基づいて作成された査読を受けた論文
表 示 文 言	この食品に含まれる〈素材名〉については、『健康でいられる体づくりに関する科学的な研究』が行われたことを四国健康支援食品評価会議が認めたものです。
安 全 性	ヒト介入試験に先立って実施される倫理委員会で審査され、査読付き論文になっていること。

機能性食品分野における四国健康支援食品の位置づけ



四国健康支援食品制度を活用した食産業振興スキーム(枠組み)



「四国健康支援食品制度」を活用した食産業振興 スキームにおける各組織の概要

四国健康支援食品評価会議	企業・団体・個人から、科学的根拠の存在に関する評価を依頼された食品に関し、科学的根拠の存否について評価を行う組織。大学・医療機関・法律事務所など有識者数名で構成されている。
審査委員会 (四国健康支援食品審査委員会)	食品の安全性・機能性について、企業・団体・個人から提出された「科学的根拠」などの審査を行う独立組織で、大学教授数名で構成されている。
NPO-LSIN (特定非営利活動法人環瀬戸内 自然免疫ネットワーク)	平成13年に設立された「自然免疫賦活技術研究会」を母体とし、平成18年3月22日に設立されたNPO法人で、食品の機能性・安全性に関する試験などに取り組んでいる。
四国健康支援食品 普及促進協議会	「四国健康支援食品制度」の創設を目指し、機能性食品企業などのプレーヤーを結集して、平成25年11月20日の「四国食品健康フォーラム2013」で設立された団体。平成29年6月27日時点で会員数28。
STEP (一般財団法人四国産業・ 技術振興センター)	四国地域の技術振興ならびに産業活性化などを図ることを目的として、昭和59年に設立された「県域を超えた産業支援組織」で、四国地域イノベーション創出協議会の事務局として、以下の事業にも取り組んでいる。 ① 経営全般に対する課題解決の支援 ② 技術開発の支援 ③ 販路開拓・事業化の支援 ④ 技術セミナーの開催 ⑤ 顕彰事業
四国健康支援食品 制度推進委員会	「四国健康支援食品制度」の普及・促進に向けて検討を行うとともに、本制度の運用状況のチェックならびに新たな課題等に対応することなどを目的とした委員会で、大学・企業・医療機関・法律事務所など有識者7名で構成されている。
自然免疫技組 (自然免疫制御技術研究組合)	糖脂質等を用いて自然免疫を制御する有用な技術を開発することを目的として、経済産業省の技術研究組合法に基づき、平成22年3月、四国で初めて設立された技術研究組合。